

法律家のための税法知識

第1回 強制執行による回収と給与支払者の源泉徴収義務

税務特別委員会 委員 池田 里江 (55期)

1 事案の概要

今回紹介する最判平成23年3月22日(民集65巻2号735頁)は、強制執行によって給与を回収した場合、会社側は源泉徴収義務を負うというものである。事案はざっくり次のとおり。

会社が労働者らから解雇無効確認・賃金の支払いを求められ、解雇無効確認・賃金の支払(源泉所得税を控除しない額)を命ずる仮執行宣言付判決を言い渡された。その後、労働者らが会社の現金に動産執行をし、会社側が賃金全額の支払いをした1年半ほど後、税務署から源泉所得税の納税告知を受けた。会社が源泉所得税を納付し、納付分の所得税相当額を労働者たちに求償する訴訟を提起したところ、労働者たちは、強制執行による取立てなどにより回収を受ける場合、会社は所得税法183条1項源泉徴収義務を負わないと反論したが、一審、二審ともに、会社の請求を全部認容した。

2 平成23年3月22日判決要旨

最高裁は、「所得税法28条1項に規定する給与等の支払をする者が、その支払を命ずる判決に基づく強制執行によりその回収を受ける場合であっても、上記の者は、同法183条1項所定の源泉徴収義務を負う。」として上告を棄却した。その理由は、次の3つである。①強制執行の場合でも給与等の支払債務は消滅するから「給与等の支払」に当たる。②所得税法183条1項は、給与等の支払が任意弁済か強制執行かの区別を設けていない。③源泉所得税を納付したときは、所得税法222条により、源泉所得税相当額を徴収されるべき者に対して請求等することができる。

3 疑問点

今回紹介する判例の疑問点について、木村論文(最高裁判例解説民事篇平成23年度(上)124頁(以下

「判例解説」という)と、木村浩之著「未払い残業代請求をめぐる課税上の問題」税法学570・45頁(以下「木村論文」という)を元に以下考察する。

(1) 労働者の確定申告

まず、源泉所得税も給与を得た人の所得税の問題なので、労働者が確定申告をすればいいのではないかと普通考えるだろう。しかし、給与支払者の源泉所得税額に誤りがあり、給与の受給者が確定申告において支払者が誤って徴収した金額を還付できるか否か争われた事案で、最高裁(最判H4.2.18(民集46巻2号77頁))は、源泉所得税と申告所得税との各租税債務の間に同一性がなく、源泉所得税の納付で国と法律関係を有するのは支払者のみであり、受給者との間に直接の法律関係は生じないという理由で否定している。

(2) 判決での源泉所得税控除

次に、無駄な争いを避けるため、判決で源泉所得税を控除した金額を出して欲しいと誰しも思うところである。しかし、支払者の源泉徴収義務は、支払者の公法上の義務で、実際に支払いをする段階で徴収するものなので、賃金を現実に支払う前で源泉徴収義務成立前である判決では源泉所得税を控除した金額の支払いを命じられないのである(参考判例:大阪高判S53.10.27労働判例314号65頁(福知山信用金庫事件)、東京地判H6.6.30労働判例661号18頁(アサヒ三教事件))。

(3) 求償

源泉徴収をしなければならないのは致し方ないが、求償は面倒である。そこで、判決後・執行前、使用者が労働者に対し、源泉所得税を控除した金額を支払い、執行段階で源泉所得税を控除した金額の支払の事実を主張し、請求異議の訴えを提起するという考えもある(判例解説130頁、判タ1345号113頁)。また、強制執行が何回も行われた場合、裁判例はない

が、平成23年判決の田原睦夫裁判官の補足意見が参考になる。補足意見は、強制執行手続が複数回にわたって行われる場合、第1回目の強制執行によって生じた源泉所得税相当額については、第2回目以降の強制執行に対して請求異議事由として主張することができる、としている。

4 残業代請求・解雇無効事件での源泉所得税の処理

(1) 懸念点

給与を支払う会社側に源泉徴収義務があるとする、残業代や解雇無効のときの未払給与を過去に遡って支払う場合の処理がどうなるか気になるところである。

(2) 判決・審判で終わった場合

上述したとおり、判決・審判の主文では、源泉所得税を控除した金額の支払いを命じることができない。判決後に労働者またはその代理人と合意して源泉所得税を差し引いた金額を支払うか、労働者側にご理解いただけないときは全額支払って労働者側に求償することになる。

(3) 調停、和解で終わった場合

条項に源泉徴収金額を明記し、それを控除した金額を記載するのが望ましい。ただ、残業代請求で、管理監督者や定額残業代などが適用されそうな事案であるけれども、適用可否の認定まで踏み込まずに解決する場合、未払給与とは言い難いので、解決金等の名目にして源泉所得税には触れないということも考えられる（前掲木村論文52頁以下参照）。

(4) 源泉所得税の計算方法

（前掲木村論文55頁以下参照）

ア 毎月の給与額、源泉所得税額等の内訳金額が明らかな場合、支給日を基準として再計算して、そ

の合計を差し引くこととなる（タックスアンサーNo.2509）。

イ しかし、内訳金額を明確に計算しないで、総額で合意した場合、帰属時期が不明確で、源泉所得税額の計算方法も不明確なときがあり、困るところである。また、支給日を基準にすると、労働者の確定申告が必要なとき、残業代の額が確定後に修正申告をすると延滞税の納付を余儀なくされてしまう。さらに、和解の法的性質から、客観的に確定していた賃金債権の一部支払と残部請求の放棄と構成されると考えると、請求放棄部分についての給与の支払があったものとみなされ、源泉徴収義務が生じてしまう。このような問題から、実際に残業代請求がなされ、和解又は判決によって支払金額が確定した時点で権利行使が可能となり、その時点で賃金債権としての権利が確定し、所得として実現すると解すべきという見解が参考となる（前掲木村論文59頁）。

ウ 内訳金額不明で総額で支払いを合意した場合、源泉所得税の計算は、賞与に準じた計算、すなわち、実質的には支給期の定めのない給与（所基通183-1の2ハ）になると考えられている（前掲木村論文59頁）。使用者側は、この源泉所得税を和解の成立又は判決の確定時点での必要経費（損金）として処理することとなる（債務確定主義、法人税法22条）。

5 社会保険料の控除

源泉所得税とは異なるが、労働事件では社会保険料の控除も同じく問題になる。社会保険料も源泉所得税と同じく、労働者負担分を判決で控除することはできない（高松高判S44.9.4高松放送事件労働判例90号35頁、東京高決H21.6.29判タ1312号310頁参照）。労働者負担分について、事業主が支払った場合、労働者に求償することができる。